

## 指定給水装置工事事業者の指定

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、山武郡市広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程第4条第1号の規定により公示する。

令和3年12月24日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工 事の事業を行う事業所 の名称及び所在地		指定年月日 (有効期限)
				名称	所在地	
指定第402号	町水道 株式会社	船橋市習志野 台八丁目11番 23号マルシン ビル102号	奥脇 佳宣	町水道 株式会社	船橋市習志野 台八丁目11番 23号マルシン ビル102号	令和3年9月24日  (令和8年9月23日)